第五条　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2　前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については三十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

3　前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については二十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十頭」と読み替えるものとする。

第六条　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における猫を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2　前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

3　前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については三十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については二十頭」と読み替えるものとする。

第七条　この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号ただし書の規定は適用せず、令和四年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

2　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号ただし書の規定は適用せず、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和六年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

第八条　この省令の公布の日から施行日の前日までの間に獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十九条第二項の規定により交付された健康診断に係る診断書は、第二条第四号ハ及び第三条第四号イ(3)の診断書とみなす。

附則別表第一

一　飼養又は保管をする犬の頭数	二　一のうち繁殖の用に供する犬の頭数	三　飼養又は保管をする猫の頭数	四　三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
一頭	一頭	三十九頭	三十四頭
		三十八頭	三十三頭
二頭	二頭	三十七頭	三十二頭
		三十六頭	三十一頭
三頭	三頭	三十五頭	三十頭
		三十四頭	二十九頭
四頭	四頭	三十三頭	二十八頭
		三十二頭	二十七頭
五頭	五頭	三十一頭	二十六頭
		三十頭	二十五頭
六頭	六頭	二十九頭	二十四頭
		二十八頭	二十三頭
七頭	七頭	二十七頭	二十二頭
		二十六頭	二十一頭
八頭	八頭	二十五頭	二十頭
		二十四頭	十九頭
九頭	九頭	二十三頭	十八頭
		二十二頭	十七頭
十頭	十頭	二十一頭	十六頭
		二十頭	十五頭
十一頭	十一頭	十九頭	十四頭
		十八頭	十三頭
十二頭	十二頭	十七頭	十二頭
		十六頭	十一頭
十三頭	十三頭	十五頭	十頭
		十四頭	九頭
十四頭	十四頭	十三頭	八頭
		十二頭	七頭
十五頭	十五頭	十一頭	六頭
		十頭	五頭
十六頭	十六頭	九頭	四頭
		八頭	三頭
十七頭	十七頭	七頭	二頭
		六頭	一頭
十八頭	十八頭	五頭	
		四頭	
十九頭	十九頭	三頭	
		二頭	
二十頭	二十頭	一頭	
二十一頭	二十一頭		
二十二頭			
二十三頭			
二十四頭			
二十五頭			